

dX電子請求書サービス利用規約【現改比較表】 2025年11月1日現在	
～2025年12月1日	2025年12月2日～
第1条～6条、第8条以降（略）	第1条～6条、第8条以降（略）
第7条（契約期間）	第7条（契約期間）
1.初年度の契約期間は翌年の前月末日までとなります。（成立日が月途中の場合は応当日の属する月の前月末日までとします。 例： 8月15日から翌年7月31日まで）	1.初年度の契約期間は翌年の前月末日までとなります。（成立日が月途中の場合は応当日の属する月の前月末日までとします。 例： 8月15日から翌年7月31日まで）
2.契約期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1年間、同一条件をもって自動更新されるものとします。	2.契約期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1年間、同一条件をもって自動更新されるものとします。 ただし、契約期間の自動更新が成立する最終日は2025年12月1日とし、2025年12月2日以降は契約期間の満了をもって終了し、自動更新は行わないものとします。
	附則(令和7年10月24日 C A S 2 サ000400015208-01号) (実施期日) この改正規定は令和7年12月2日から実施します。